

継続中の課題

佐久間 毅

目次

1. はじめに
2. 信託口座の有用性
 - (1) 本報告における預貯金口座の区別
 - (2) 各口座の機能等の比較
 - (3) 課題
3. 信託登記の機能
 - (1) 登記実務
 - (2) 登記実務の根拠
 - (3) 登記実務に対する批判
 - (4) 課題
4. 裁量信託における給付内容の決定
 - (1) 裁量信託
 - (2) 裁量信託における給付内容の決定
 - (3) 義務違反の効果
 - (4) 課題

1. はじめに

「継続中の課題」と題して、報告します。

取り上げるのは、「信託口座の有用性」, 「信託登記の機能」, 「裁量信託における給付内容の決定」の三つです。これらを取り上げることにしたのは、資料記載のとおり、家族間信託において重要な問題と考えられるからです。

2. 信託口座の有用性

(1) 本報告における預貯金口座の区別

はじめに、「信託口座の有用性」についてです。

ここでは、受託者が信託財産に属する金銭の管理のために開設する預貯金口座を三つに分け、その中で、信託口座にどのような有用性があるかを整理します。

その三つとは、名義から受託者個人の預貯金と区別がつかない個人名義口座、その区別がつくようにされているもので、個人の預貯金と異なる取扱いが想定されていない肩書付き口座、何らかの点で異なる取扱いが想定されている信託口座です。

(2) 各口座の機能等の比較

1) 受託者の分別管理義務関係

まず、受託者の分別管理義務との関係です。

金銭の分別管理義務の履行には、計算を明らかにすることと、財産の一团の物理的な独立性を確保することを要するとされています。口座での管理により、金銭の物理的な独立性は確保されます。また、どの口座でも、金融機関の記録だけでは、個々の入出金が信託財産と固有財産のいずれに係るものかは、わかりません。そこで、計算を明らかにするには、入出金ごとに、受託者において信託財産と固有財産のいずれに係るものを記録する必要があります。

そうすると、分別管理義務の履行を容易にする点で、口座による違いはないといえます。

2) 受託者の帳簿作成義務関係

つぎに、受託者の帳簿作成義務との関係です。

信託口座の場合、通帳等に信託財産に係る記録であることが明示されるため、その通帳等をもって直ちに帳簿とすることができます。これに対し、個人名義口座の場合、通帳等をもって帳簿とするためには、その旨を通帳等に記すなどの措置が必要になります。肩書付き口座の場合

には、付される肩書次第です。

したがって、通帳等が直ちに帳簿になりうる点は、信託口座の利点といえます。もっとも、受託者が帳簿作成義務を果たすためには、入出金ごとにその内容を通帳等へ書き込むなどする必要があり、これは、信託口座でも同じです。そうすると、この利点は、さほど大きなものではないと思われます。

3) 入出金に対する金融機関の関与

続いて、入出金に対する金融機関の関与は、どの口座でもありません。

これは、後に取り上げる問題において、預貯金の実質の不明、つまり入出金に固有財産に係るものが混じっているか否かが分からないことを前提とする取扱いがされる要因の一つになります。

4) 受託者の固有財産に係る債権者による強制執行

つぎに、受託者個人の債権者による強制執行についてです。

この強制執行を入り口のところで止められることが、信託口座への期待として語られてきました。しかし、それは難しいという認識が一般化していると思われます。請求債権の特定の問題があることに加え、預貯金の実質は不明といわざるを得ないからです。

5) 金融機関による相殺

金融機関による受託者個人に対する貸付金債権と口座の預貯金債権との相殺については、信託口座の場合、この相殺がされないことを期待しやすいかと思います。

信託口座の場合も預貯金の実質は不明ということからすると、この相殺が当然に排除されることにはなりません。ただ、金融機関が、信託財産に属する金銭を管理するためのものという前提で口座の開設に応じたという経緯に鑑み、相殺の対象から除くこともありうると考えられるからです。

6) 受託者の交代

続いて、受託者の交代の際に、預貯金を新受託者に引き継ぐことについてです。これが容易であれば、受託者の交代による信託事務の停滞が緩和されます。

資料では、受託者個人の破産、受託者の重度の認知症の発症と死亡を取り上げています。いずれの場合にも、信託口座では、新受託者が手続をすることで、破産管財人、前受託者やその後見人、相続人等の関与なしに口座の名義が新受託者名義に変更されることがあるようです。預貯金の実質は不明ということから、信託財産としての取扱いを否定する余地もあります。しかしながら、前受託者は、信託財産に属するものとしての取扱いを受けるために自らその口座の開設を求めたということから、金融機関がそのように扱うことを妨げる立場にありません。そして、破産管財人、後見人、相続人等は、その受託者の地位を引き継ぐため同様となる、というのがその理由です。

7) 口座の開設のための手続の重さ

つぎに、口座開設のための手続の重さです。

これは、肩書付き口座は、すべての金融機関において開設することができるわけではない点、開設のために金融機関が求める書類の提供が必要になる点で、個人名義口座よりも手続が重いといえます。

信託口座も同様ですが、開設に応じる金融機関が限られていること、公証人が直接委託者本人と面談し意思確認を行うことが必須であるとの運用がされていることから、肩書付き口座よりもさらに開設手続が重いといえます。

したがって、口座の開設手続は、信託口座、肩書付き口座、個人名義口座の順に重いといえます。

8) 口座の開設維持に要する費用

また、口座の開設と維持のために必要となる費用も、肩書付き口座と信託口座では、口座開設のために必要となる書類の準備や事前手続に

費用がかかること、信託口口座の場合には金融機関に対する手数料の支払が必要になる場合があることなどから、信託口口座、肩書付き口座、個人名義口座の順に、高くつくといえます。

9) 受託者に対する意識づけ、委託者受益者の安心感

最後に、受託者に対する意識づけ、委託者等に与える安心感は、信託のための口座であることが名義に現れること、開設に至るまでに専門職とのやり取りと金融機関の審査を経ることから、信託口口座の場合が一番強いといわれており、そのとおりと思います。

(3) 課 題

以上から、信託財産に属する金銭の管理に信託口口座を利用することの、他の口座を利用する場合と比べての優劣は、次のようにまとめることができます。

受託者に対する意識づけ、委託者や受益者に与える安心感の点で優れています。

受託者の交代という事態への備え、金融機関による相殺の回避の点でも、優れている場合があります。

受託者の各種義務の履行を容易にする点では、優れている面もあるとはいえ、その意味は大きくありません。

受託者個人の債権者による強制執行の回避の点では、他の口座と変わりません。

利用のしやすさ、利用のための手続と費用の点では、劣っています。

これらのことからしますと、信託財産に属する金銭の管理方法としての望ましさだけを純粹に考えれば、信託口口座の利用が推奨されるべきです。もっとも、最終的にどの口座を利用するかは、委託者と受託者が決めることであり、実際上それで問題ないと思います。重要なことは、委託者と受託者による決定が、信託口口座を利用することの利害得失を可能な限り認識した上でされることであると思います。それがはっきりしないことが問題なのですけれども、調べた上で、最終的に金融機関の

決定次第になる場合があるということも織り込んで、委託者と受託者が決めるほかないと思います。

また、受託者の交代の蓋然性が高くない場合や信託財産に属する金銭の額が大きくない場合などには、信託口口座の強みが発揮されないことも考えられ、信託口口座を開設できる金融機関が身近にあるときでも、信託口口座を利用しないという選択に相応の合理性が認められることがあると思います。

信託口口座の有用性を高めるためには、現状、預貯金者が金融機関と預貯金の取扱いに関して個別に契約を締結するほかありません。もっとも、それがされる見込みは、あまりないかと思います。このような状況のなかで専門家が個々の信託の設定・運営に関与する場合には、委託者および受託者が各口座の利害得失につき適切な認識をもてるよう、助力することが求められると考えます。

3. 信託登記の機能

話題を、信託登記の機能に移します。

(1) 登記実務

信託財産に属する不動産について、「信託登記の記録と整合しない後続登記の申請は却下する」とするのが登記実務とされています。

たとえば、信託財産に属する不動産の賃貸収入から受益者に給付をする旨が信託目録に記録されているときは、受託者がした売買を原因とする登記の申請は却下されます(例1)。

また、不動産の処分には受益者の承諾を要する旨が信託目録に記載されている場合、受託者がした売買を原因とする登記の申請には、受益者の承諾書の添付が必要とされています(例2)。

こういったことから、信託登記には受託者の権限違反行為の抑止機能がある、とくに民事信託では、この機能を活かすべく信託目録の記録事項を工夫することが望ましいと説かれています。

しかしながら、受託者の権限違反行為は、取消しによって無効になる

ことがあるものの、取消しがされない限り、物権変動を有効に生じます。その有効に生じた物権変動の登記の申請を却下するという取扱いが、どのように正当化されるのかが問題になります。

(2) 登記実務の根拠

先に紹介した登記実務は、旧信託法の時代に始まりました。その基礎には、いわゆる実質的法主体性説を前提にして、信託行為の定めによる受託者の権限の制限は物権的なものであるという理解があった可能性があります。また、取消可能な行為を原因とする登記に関して、未成年者がした不動産の処分行為の場合に、親権者の同意書が添付されていないときは申請を却下するという、古くからの実務の存在が考慮された可能性もあります。

このほかに、取消可能な行為を登記原因とする登記の申請を却下するという取扱いの理由として一般的に、後の取消しによって遡及的に無効となるおそれのある登記の出現を防ぎ、もって取引の安全の保護を図ることが適当である、と説かれることがあります。

さらに、不動産登記の連続性の原則が、挙げられることもあります。信託目録の記録上、受託者の処分権限が制限されている場合、その制限に反する処分行為を登記原因とする登記は、既存の登記記録と連続しないものになるため認められない、とするものです。

これらのことを基礎に、根拠条文として、一般的には、不動産登記法25条5号が挙げられています。ほかに、同条6号や不動産登記令20条7号が挙げられることもあります。

さらに、例2のように、処分に受益者の承諾等が必要とされている場合には、ほぼ決まって、不動産登記令7条1項5号ハが根拠条文とされています。

(3) 登記実務に対する批判

もっとも、この登記実務には、学説上有力な批判があります。

受託者の権限違反行為の効力に関する信託法の規律に反する、信託の

目的は信託行為全体の解釈によって定まるものであり、登記された文言のみを基準に登記申請の受否を判断することは適切でない、といった批判です。

(4) 課 題

以下、簡単に検討を加えます。

1) 信託法の規律との関係

登記実務が、旧信託法下での信託に関する一定の理解を基礎にしていたとすると、現行法の下での妥当性を確かめる必要があります。ただ、旧信託法においても、受託者の権限違反行為の効果は無効ではなく取消可能でしたから、登記実務が新旧いずれの信託法の規律にも反することは、明らかと思われます。

そのため、登記実務が正当化されるとすれば、手続上の理由によることになると考えられます。そこで、先に挙げた不動産登記法等の条文が、登記実務の根拠になるかを検討します。

2) 不動産登記法25条5号の根拠条文的性

まず、不動産登記法25条5号が根拠になるか否かは、信託目録中の受託者の権限を制限する旨の記録が、物権的效果、つまり制限違反の行為の効力は第三者との関係でも否定されるという効果をもつか否か次第です。結局これは、実体的効果の問題であり、信託法の規律によって定まることになります。そして、信託法の規律によれば、その効果は認められません。

なお、このように解しても、受託者の権限に関する信託目録の記録が受益者保護の意味を失うことにはなりません。第三者に権限違反行為のおそれを認識させる機能、警告機能があるからです。

3) 不動産登記令7条1項5号ハの根拠条文的性

続いて、例2の場合に不動産登記令7条1項5号ハが登記実務の根拠

になるかです。

これについては、この規定が適用される他の場合と例2の場合との類似性が適用の理由として一般に挙げられており、「類似する」とされる場合の中に、未成年者による不動産の処分行為が含まれています。ですから、これは、取消可能な行為を原因とする登記の申請一般の取扱いに関わることにもなります。

まず、不動産登記令7条1項5号ハが適用される場合の例として、農地の処分、取締役と株式会社との利益相反行為、根抵当権の極度額の増額、未成年者による処分などが挙げられています。

もっとも、未成年者による処分行為を除いて、第三者の許可等がなければ物権変動を生じないため、物権変動が少なくともひとまず生じる例2とは異なります。

これに対し、未成年者による親権者の同意を欠く不動産の処分行為は取消可能ですから、その点で、例2との類似性が認められます。ただ、未成年者による処分行為の場合に親権者の同意書の添付がなければ登記の申請を却下するという取扱いについても、古くから有力な批判があります。

また、未成年者による親権者の同意を欠く処分行為は、相手方の主観的態様を問わず、取消可能です。それに対し、受託者の権限違反行為は、旧信託法では同じでしたが、現在は悪意または重過失の相手方との関係でしか取り消すことができません。未成年者による処分行為は親権者の同意の証明がなければ取消可能である蓋然性が相当高いのに対し、受託者による処分行為は、権限違反であっても、何ともいえません。形式的審査による判断になじむか否かの点で、この違いは大きいと思います。

以上から、例2の場合に不動産登記令7条1項5号ハが登記実務の根拠になると、俄かにいうことはできないと思います。

4) 不動産登記法25条6号、不動産登記令20条7号の根拠条文的性

さらに、不動産登記法25条6号と不動産登記令20条7号も、登記実務の根拠条文にならないと考えます。前者については、申請に係る不動産

の表示または権利の表示が既存の登記における不動産の表示または権利の表示と合致しないことを問題とするものであるところ、信託目録中の受託者の権限に係る記録事項は、不動産の表示にも権利の表示にもあたらないからです。後者は、申請に係る登記の目的である権利がその不動産につき既にされた登記の目的である権利と矛盾することを申請の却下事由としているところ、ここで問題となっているのは権利レベルでの矛盾ではないこと、また、信託目録中の受託者の権限を制限する旨の記録が物権的効果をもたない場合、その記録と後続登記の内容は矛盾することにならないことが理由です。

5) 登記実務の問題点

最後に、登記実務の問題点をまとめます。

第一に、受託者の権限違反行為であっても、相手方が確定的に権利を取得することがあります。その場合に、登記実務によると、相手方は、現実味のある方法として一体どうすれば登記を得られるのか、はっきりしません。これでは、相手方の権利が著しく害されるだけでなく、物権変動の公示がされない状態が永続するという不動産登記の制度目的に悖る事態になりかねないように思います。

関連して第二に、受託者の権限違反行為からの受益者の保護が、受託者の相手方の権利保全の利益に優先する理由が、明らかではありません。「権限外行為は一般に無効であり、権限の証明がされないと登記の申請は受理されない」ということは、理由になりません。受託者の権限違反行為は無効ではないからです。そのような効果とする信託法の規律の当否を論じることは、あってよいと思います。しかし、それをしないまま、取得された権利を保全するための登記の手続を著しく困難にすべきではないと思います。

受益者の利益の保護についていえば、第三に、批判説が指摘するところの、受託者の権限は信託行為全体の解釈によって定まるということ、たとえば、不動産の賃貸収入から受益者に給付をする旨が信託目録に記載されていても、信託の目的から求められる受益者への給付の原資を調

達するために必要があるときは、受託者が不動産を処分する権限を有することがあります。登記実務によると、その場合も信託目録の記録を変更しないと事実上不動産を処分することができず、かえって受益者の利益を損うことになりかねません。

第四に、信託の登記に受託者の権限違反行為の抑止効果をもたせる方法は、その登記の記録と整合しない後続登記の申請を却下することだけではありません。信託の登記の警告機能によっても、抑止効果が相当程度あるはずです。

6) 民事信託との関係

以上のことから、登記実務の根拠をきちんと示すこと、それができないなら実務を改めることが必要であると思います。民事信託の振興を図る上で、現在の登記実務は都合がよいということは、その根拠にならないことを申し上げて、次の項目に移ります。

裁量信託における給付内容の決定についてです。

4. 裁量信託における給付内容の決定

(1) 裁量信託

裁量信託とは、受益者の決定または受益者に対する給付の内容の決定が、受託者の裁量にゆだねられている信託をいいます。以下では、そのうち、現状とニーズを踏まえて、特定の受益者に対する給付内容の決定が受託者にゆだねられている場合を対象にします。また、給付の目的は金銭とします。

なお、この問題に関連する裁判例もありますが、給付の内容の決定のあり方について説示したものは、私が知る限り、見当たりません。

(2) 裁量信託における給付内容の決定

受益者が給付を受けるためには、給付内容の決定と、決定された給付の実行が必要です。

給付内容の決定が受託者の裁量にゆだねられる場合でも、受託者が何

ら制約なしに自由にその決定をすることができることとされることは、通常、考えられません。給付内容の決定は信託事務処理の一つであり、したがって、受託者の裁量は、信託行為の関連する定めと信託の本旨により限界づけられるからです。

受託者が決定したこと、または決定しなかったことがこの限界を超えるときは、受託者の義務違反となります。

このことに関し、信託行為において、「受益者の幸福な生活と福祉を確保すること」が目的とされ、「受託者は、この目的の実現に必要な給付を受益者に対してするものとする」、といった一般的抽象的な定めしなくても、給付内容の決定がすべて受託者の裁量にゆだねられることに、当然になるものではありません。信託行為の解釈により、特定の給付が当然にされるべきものとなることがありえます。たとえば、「受益者の幸福な生活の確保」のため、委託者兼受益者は少なくとも同人が信託財産となった財産から信託設定前に得ていた収入と同額を受けるものとする、「受益者の福祉の確保」のため、受益者の治療費や施設利用費を信託財産から支払うものとする、とされることがありえます。その場合、その限りでは、受託者に給付内容の決定につき裁量はありません。

その上で、受託者が給付内容の決定につき裁量を有する場合に、その裁量が具体的にどのように限界づけられるかに関して、「裁量権を行使した受託者の動機、信託の目的、裁量権が付与された目的、裁量権行使の基準を中心に、委託者が信託設定時に知っていた受益者の状況、委託者と裁量的利益を受ける生涯受益者または残余財産受益者との関係、受益者を扶養する義務を負う者の存在などの要素を総合的に勘案して、裁量権濫用の有無が判断される。」とするアメリカの判例の紹介があります。一般論としては、わが国でも同様に考えられるとともに、それ以上の具体化は、個別の事案ごとに行われるほかないと思われます。

そこで、給付内容の決定についてはこの程度にとどめ、裁量の逸脱、つまり義務違反があった場合の効果に、話題を移します。

(3) 義務違反の効果

1) 義務違反の態様

義務違反になる場合として、たとえば、次のような場合があります。

受託者が、①給付額を決定したけれども、その給付をしない場合、②決定した給付額が裁量を逸脱して少額であった場合、③裁量を逸脱して給付額の決定をしていない場合、④裁量を逸脱して複数受益者の一人に対する過大な給付を決定し、実行した場合です。

2) 裁判所による受託者の解任

効果として、裁判所による受託者の解任は、いずれの場合にも認められることがあります。

3) 損失てん補の請求

つぎに、損失てん補の請求について、①から③までの場合には、義務違反の結果として信託財産が多く残ることになるため、この請求は問題になりません。④の場合には、給付が過大である部分について、他の受益者は損失てん補を請求することができます。

4) 履行請求、履行の強制

続いて、特定の金額の履行の請求と強制の可否についてです。

①の場合には、受益者の債権の額が確定しています。そのため、受益者は、履行期が到来すれば、その金額の支払を請求すること、履行を強制することができます。

②と③の場合には、受益者が特定の金額の支払を請求するために、まず、給付額の決定が必要になります。この決定は受託者が諸般の事情を総合的に考慮してするもので、内容の特定性が低く、履行の請求、履行の強制になじまないように思います。

また、これと異なり、裁判所が決定することができるとしても、その決定は、将来分には及ばないと思います。給付額の決定につき考慮されるべき事情の中に、信託財産の状況、受益者が給付を必要とする程度な

ど、時間の経過により変化するものがあるためです。

④の場合については、特有の問題はありません。

5) 債務不履行を理由とする損害賠償請求

最後に、受託者の債務不履行を理由とする損害賠償についてです。

①の場合に受益者が遅延損害金の支払を請求することができることに、問題はないと思います。

②と③の場合には、受益者は、受託者の裁量の逸脱という義務違反により、その逸脱がなければ得たはずの金額の給付を得られなかったこととなります。そのため、受益者は、その金額の損害賠償を請求することができます。

④の場合については、特有の問題はありません。

(4) 課 題

本日この問題を取り上げたのは、裁量信託について私にはよく分からないことが多い、もしそれが私だけのことでないなら、裁量信託が多用されているように見える現状は危ないと思ったからです。

裁量信託は、委託者がその信託する者に判断をゆだねて財産を託するという、信託の特徴を大いに活かすことができるもので、家族間信託で多く用いられることに理由があると思います。

ただ、委託者の望みが実現される保障はなく、実現されないときに何ができるかも、はっきりしません。他方、誠実な受託者にとっては、負担が重く、大変であろうと思います。

裁量信託が、その利点と難点を自覚しつつ利用されているなら問題ありませんが、どうなのだろうと思っています。

委託者が、受託者の判断で受益者に給付をしない、あるいは控えめにするというのを、現に想定している場合もあるでしょう。その場合には、受益者に給付請求の根拠を与えないようにするため、信託行為の定めを一般的・抽象的にしておくことが目的に適うと思います。

ただ、家族間信託では、一般に、受託者に任せることで、その時々

継続中の課題

必要な給付を受益者に得させることができると、考えられているのではないかと思います。その場合には、最低限されるべき給付すらされないという事態を避けられるよう、信託行為の定めを工夫することが適当であると思います。とりわけ、受託者が帰属権利者でもある場合など、信託財産が減らないことが受託者の利益になるとときには、その工夫が必須ではないかと考えています。

報告は以上です。

ご清聴ありがとうございました。

(同志社大学大学院司法研究科教授)